

## 看護師等学生が利用できる奨学金・貸付金制度(佐賀県医師会調べ)

制度名	概要
日本学生支援機構奨学金	<p>◆経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度</p> <p>①給付型奨学金…原則として返還の必要がないもの (対象者) ・住民非課税世帯及びそれに準じる世帯の人 ・高校を卒業して2年以内に専門課程に入学した者高等課程で2年間修業進学した方も対象 この他にも要件があります。</p> <p>②貸与型奨学金…返還しなければならないもの ・貸与型には返還時に利息が付かない第一種奨学金(無利子)と返還時に利息が付く第二種奨学金(有利子)があります。 ※看護専門課程(看護科)のみ</p>
高等教育の修学支援新制度	<p>「給付型奨学金の支給」と「授業料・入学金の免除/減額」が一体となった、国による新たな修学支援制度 【対象者】住民税非課税世帯・準ずる世帯の学習意欲のある生徒 ※看護専門課程(看護科)のみ</p>
佐賀県育英資金	<p>◆無利子の奨学金貸付 ◆貸与の対象者 ・親権者(又は未成年後見人)が佐賀県内に居住していること ・学費の支払いが困難であること(所得基準あり) ※看護高等課程(准看護科)のみ</p>
佐賀県私立高等学校等就学支援金	<p>高等学校、専修学校(高等課程)等に通う生徒に対し、授業料を支援する制度。 保護者の所得によって支援額が異なり、以下計算式により算出された額が15万4,500円未満の場合、授業料は実質無償となります。 (世帯の年収目安:両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合590万) また、以下計算式により算出された額が15万4,500円以上30万4,200円未満の場合、年間11万8,800円の支援額となります。 【計算式】 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。 ・高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方 ・高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は48月)を超えた方 ・保護者等の所得について、算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方 ※高等学校等を卒業しておらず、就学支援金の支給上限月数を超過した事で就学支援金制度対象外となった場合、「私立高等学校等学び直し支援金制度」の支援を受けることができ</p>
佐賀県私立高校生等奨学給付金	<p>高等学校、専修学校(高等課程)等に通う生徒に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、教科書代、教材費、学用品費等を補助する制度 【対象者】 ・生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯 ただし、基準日において休学をしている者、高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は私立高等学校等専攻科を卒業又は修了した者を除く。 ※看護高等課程(准看護科)のみ</p>
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等制度	<p>◆母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし就学する場合、一定の条件を満たす方に生活費を支給する制度 ◆対象者 ・20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父であり、次の要件を全て満たす方 ア)児童扶養手当を受けている、又は同様の所得水準の方 イ)1年以上の養成機関において、一定期間のカリキュラムを修学し、対象資格の取得が見込まれる方 ウ)過去にこの促進費を受給したことがない方、同様の給付金を受けていない方 ◆訓練促進給付金、修了支援給付金あり</p>
母子父子寡婦福祉資金貸付金	<p>◆貸付の対象者 ・母子家庭、父子家庭(20歳未満の児童を扶養)等における20歳未満の児童 ◆修学資金、就学支度資金あり</p>
生活福祉資金貸付制度	<p>◆貸付対象(抜粋) ・低所得者世帯(資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活ができると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯) ・障害者世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯) ◆教育支援費、就学支度費あり</p>
教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練)	<p>◆中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を受講した場合に、給付金を支給する制度 (→看護師等養成所が、指定講座の認定を受けておくことが必要) ◆受給対象者として、初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方等の要件あり</p>